

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 29. 3 定 )</b>			
日 時	平成 2 9 年 9 月 2 5 日 ( 月 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、面野副委員長、秋元・千葉・酒井（隆行）・ 中村（吉宏）・佐々木・小貫・横田各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した新谷です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、市長及び説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、面野委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が小貫委員に、林下委員が佐々木委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、民進党、公明党、共産党の順といたします。

自民党。

---

○酒井（隆行）委員

◎ふれあいバスについて

それでは、代表質問の中で質問させていただきました、ふれあいバスについて質問していきたいと思っております。

代表質問でも時系列に並べていろいろ質問させていただいたのですが、確認の意味も含めて、まず、昨年 11 月の定例連絡会議の際に、北海道中央バス株式会社から事業者負担の軽減について申し入れがありました。これについて、この時点での市の考え方、問題意識はあったのかという質問に対して、検討が必要な課題であると、常に検討が必要な課題であると認識しているという答弁をいただきました。

これについて、常に検討が必要な課題であるということだったのですが、この時点では中央バスからの申し入れに対しての問題解決に向けての取り組みなどはされていなかったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

この時点で、市としてはちょうどその 11 月にアンケート調査を実施して回収中でした。それで、この集計、分析と進んでいくのですが、その結果をもってすぐに新制度への転換だとか、見直しは難しいということで、その段階では平成 29 年度と同じ負担割合でということを考えておりました。

○酒井（隆行）委員

繰り返しになりますけれども、常に問題、課題について認識はあったが、この時点では結果的には何もなかったという解釈でよろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

そのとおりです。

○酒井（隆行）委員

それから、ふれあいバスについてなのですが、新年度に向けて口頭での合意がなされたというような答弁があったかと思っております。これについて他の会派からも質問がありましたが、確認のためにもう一度お答えいただきたいと思っております。

いつ、誰が、どのような合意をされたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

口頭での合意ですけれども、平成 29 年度の負担割合とその変更の時期、これについては協議はまとまりませんでしたので、この協議を継続するという条件で、事業の実施と、あと協定書が締結できるまでの間、前年度の負担割合で精算するという部分について、済みません、日付がはっきりしません、3 月 16 日だったと思いますが、小樽事業部と 4 月 1 日からの事業開始に向けて合意していただいたと認識しております。

○酒井（隆行）委員

先ほども申し上げたとおり、民進党の面野議員の再質問のところで、口頭の合意について答弁されておりますが、このときは 3 月 9 日ということで御答弁されていたようですが、もう一度、確認の意味も込めてお願いしたいと思います。

○委員長

日にちについての確認ですが、どなたがお答えになりますか。

○（福祉）地域福祉課長

申しわけありません。3 月 9 日に小樽事業部と協議しまして、この時期ですが、もう翌月に事業が開始するというので、3 月に入ってからは、かなりこころ辺の内容というのを話していたのですけれども、最終的にそういう話をしたのが 16 日と記憶をしております。

○酒井（隆行）委員

本会議では 3 月 9 日という答弁だったのですが、では、これは間違いだったということによろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

合意という意味では、申しわけありません、9 日ではなかったということになります。

○酒井（隆行）委員

では、これは修正するということによろしいですか。

○福祉部長

大変申しわけございませんけれども、合意した時期については、はっきりしてはいなかったのですが、9 日には少なくとも合意ということではございませんので、訂正させていただきたいと思っております。16 日ごろということで、これもはっきりはしないのですけれども、少なくとも 9 日ではないということで訂正させていただきたいと思っております。

（「おかしい」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○酒井（隆行）委員

議事録に残っているのですね。3 月 9 日ということ、合意についてなのですが、これについて誰と誰が行ったということですが、3 月 9 日という話をされているのです。この時点では、16 日だとか、16 日ごろだとかという話はなかったのですよね。これについて整合性がとれないので、もう一度、整理してから答弁していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（発言する者あり）

○委員長

日にちの確認、きちんとお話しいただけますか。

（発言する者あり）

お答えできませんか。本会議の答弁では 9 日に合意となっておりますが。

時間がかかりますか。若干、待ちますけれども。

時間が要るのか、要らないのか、その辺はいかがですか。

○福祉部長

面野議員の再質問にお答えしたときの話なのですが、このときには、3月9日に中央バス小樽事業部と福祉部で担当しております地域福祉課とで話し合いを行ってございまして、云々で始まっております、実際にこの中で話が進められていったと、3月9日に初めてここで協議をして進めていったということになってございまして、合意の時期については言っていないつもりではいるのですが、はっきりしていなかったということもございまして、3月9日に初めて協議をしたということで話したつもりなのですが、もし伝わっていなければ、また少し説明が足りなかったものかなと思います。

(発言する者あり)

○酒井(隆行)委員

合意についてという部分でお話しされています。答弁の中でも、合意については小樽事業部と担当部局でとお話しされています。その話し合いが始まった日ではなくて、合意についての答弁だと思います。その中で出た日付なので、今の答弁としては整合性がとれないと思いますが、もう一度、整理していただけますか。

(「今答えられないなら、ちょっと整理して、答えるように要求すればいいでしょう、時間」と呼ぶ者あり)

○委員長

いかがですか。9日に合意しているという答弁だったので。

○福祉部長

面野議員の再質問のときには、協議した日にち、これがわかってございましたので、まず、3月9日ということから話し始めております。

それで、一応、その合意についての話ではあるのですが、3月9日にそういった協議がありましたということをお話ししてございまして、当初はこれまでどおりの内容で締結をしていたのですが、事業をまずスタートすることに基づいて話し合いをしたいというようなことを、このときに再質問の中でお話ししたつもりではいたのですが、9日に合意ということではなくて、9日に初めてそういった話を持ってこられたものですから、それに基づいて協議していきたいということで、それがしっかりと協定書を結ばなかったということもございまして、3月中には、今、地域福祉課長が話しましたが、16日ごろには合意されたということでございまして、9日の時点では合意はされておりましたので、そのように御理解していただければよろしいかなと思います。

○委員長

本会議の答弁と違いますけれども、その辺についてはいかがなのですか。

いつ合意したかという面野議員の質問だったので、それについては、明確に日にちが9日となっています。

○福祉部長

私の再質問のときの答弁をここで申し上げますと、合意という言葉が入っているものですから、3月9日がその後に来ていますので、何となく9日合意というふうに受けたのかもしれませんけれども、口頭の合意について、これをいつ誰と誰が行ったかということですが、ここで3月9日という話をしていまして、それで、何となくその合意について3月9日に捉えたかもしれませんが、3月9日に中央バス小樽事業部、それから、地域福祉課と話し合いを行ってございまして、この中で年度当初の協定において、30円でスタートしたいと向こうから話があったわけなのですが、それが難しいということで、その後、これに基づいて協議はしてございまして、9日に合意したということではございません。

(発言する者あり)

ですので、9日と言ったのですが、これが合意の日としてお答えしたわけではございません。もし、そういうふうな聞こえたのであれば、訂正か何かしなければならぬということになるのであれば、訂正いたしますけれども。

○酒井（隆行）委員

その後ずっと行きまして、また合意については口頭で、とりあえず事業はスタートするというので話をしておりまして、とりあえず、まずは平成 28 年度と同じ負担割合で進めて、実際には何月になるかわからないですけども云々かんぬんというふうに言っているのです。

この答弁の中からは、その 16 日ごろ云々かんぬんという話が一つもないのですよ。文面から見ても、3 月 9 日にその話し合いで、協議の中で合意されたというふうに捉えられるのです。後段にも同じようなことを言っているのです。その中でも 16 日云々かんぬんという話はしていないのですよ。だから、整合性がとれないので。言いわけではなくて、きちんと事実に基づいて答弁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長

今、話していた事実確認をしたいと思いますので、少々休憩させていただけないでしょうか。

○委員長

それでは、若干、休憩します。

このまま、もう少しで、できますか。

（「すぐできないよ」と呼ぶ者あり）

まだ時間かかるようでしたら、正式な休憩になりますけれども。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

横田委員。

○横田委員

今、福祉部長からいろいろお話がありましたが、口頭ということですが、やはり権利、義務にかかわる大事なことなのですね。合意をしたと言っておられました。

ですから、そういう大事なことが、16 日ころだとか、あるいは、9 日には言っていないとかという御答弁ですと、これは今の質問等々にも影響いたしますので、休憩の要求もございましたので、委員長のもとで、休憩をとるか、何らかの処置をしていただきたいと思います。

○委員長

わかりました。今の答弁を聞いていますと、整合性がとれないということがはっきりいたしました。

時間をくださいということでしたので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 21 分

再開 午後 4 時 18 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

調整が必要との申し出により、中断しておりました説明員の答弁を求めます。

○福祉部長

まずは、答弁の調整に時間がかかりまして、大変申しわけありませんでした。

先ほど、自民党、酒井隆行委員の口頭の合意はいつなされたかという質問に対する答弁が、面野議員の代表質問の再質問における答弁との整合性がとれないとの御指摘に対し整理させていただきました。

合意の日付につきましては、3 月 9 日でありまして、部内で確認しましたところ、3 月 9 日に協定締結の協議で、北海道中央バス株式会社小樽事業部を訪問した際、事業者から、当初、事業者負担なしが望ましいが、これまでの

経緯もあることから、当初は平成 28 年度と同じ内容で事業を開始することもやむを得ないと考えているというお話をいただきました。

市といたしましても、翌月に事業開始を控えており、当面の負担割合につきましては、28 年度と同様としてスタートし、負担割合の変更及びその実施時期については、継続で協議することとしておりましたので、事業スタートについては、この時点から合意されたものと認識しているところであります。

先ほど、私から本会議の答弁を訂正すると申しましたことにつきましては、私といたしましては 3 月 9 日の認識でございましたが、地域福祉課長が 16 日と申しましたので、私の誤りと思ってしまう、訂正を申し入れたところででした。この発言は撤回させていただきます。大変申しわけありませんでした。

また、本会議での答弁では、3 月 9 日とまでははっきり申ししていない旨を申し上げましたが、私の記憶が定かでない中、皆様に御理解いただこうとお話ししてしまいました。

いずれにいたしましても、曖昧な答弁をし、委員の皆様を混乱させてしまいまして、まことに申しわけありませんでした。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど答弁いたしました 3 月 16 日の日付につきましては、私の認識違いでありますので、撤回させていただきます。申しわけございません。

○酒井（隆行）委員

そんなに難しい質問でもなかったと思いますし、確認すれば、こんなに答弁に時間のかかるような質問でもなかったと思います。

しかしながら、今後においては、正確な答弁を強く求めていきますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、質問を再開いたしますが、まず、合意という言葉で示されております。具体的に先ほどもあったかなと思うのですが、確認のために、合意された内容についても一度答弁をお願いしたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

合意の内容ですけれども、事業を開始するに当たり、協定書が締結できるまでは昨年同様の負担割合で請求することと、4 月 1 日から事業を進めるという部分についてであります。

○酒井（隆行）委員

先ほど修正の答弁のときに、負担割合の変更及びその時期についても継続協議するというのも合意されたということでもよろしいでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

はい、そのとおりでよろしいです。

○酒井（隆行）委員

もう少し具体的にお示しいただきたいのですが、これは当初言っていた平成 30 年度以降の話であるのか、それとも、今後、この 3 月 9 日に合意された以降、事業者負担の割合の変更についてと、その時期について協議をしていくという合意だったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成 29 年度についての話であります。

○酒井（隆行）委員

平成 29 年度ということは、3 月 9 日以降、事業者負担割合の変更と、それから、その時期について今後協議をしていくという、そういう理解でよろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

そのとおりでよろしいです。

○酒井（隆行）委員

まず、合意という言葉なのですが、これは中央バス側も合意されているということでよろしいのですよね。

○（福祉）地域福祉課長

捉え方だと思うのですけれども、もしかしたら事業者はそういう認識ではなかったかもしれませんが、翌月に事業がスタートする時期で、市民を混乱させないようにするというのを一番に優先して考えましょうというお話をさせていただきまして、その部分については、それで事業を開始するという事で同意いただいたというふうに認識しております。

○酒井（隆行）委員

よくわかりませんでした。3月9日時点でどうだったのかということの答弁を明確にお願いいたします。

○（福祉）地域福祉課長

3月9日時点でそういうお話で合意しました。

事業をスタートするという事で合意していただきました。

○酒井（隆行）委員

よくわかりませんでした。3月9日時点で中央バスも合意していたという理解でよろしいですか。

先ほどの最初の答弁だと、後々結果として合意とみなされるというような答弁だったと思います。最初の段階では合意されたかどうかは曖昧だったというか、合意されたかどうかはわからない。ただ、結果としての合意というような答弁だったと思うのですが、もう一度、3月9日時点で中央バスも合意していたという理解でよろしいでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

3月9日時点で合意していただいたと考えております。

先ほど、北海道中央バスの小樽事業部の事業部長とも少しお話ししたのですけれども、一応、そういう認識でいらっしゃるということで確認はさせていただきました。

○酒井（隆行）委員

今の答弁もおかしかったのですが、合意されていると考えているということは、市側が勝手にそう思っているという答弁になるかと思いますが、もう一度、答弁願えますか。

○委員長

いかがですか。市側が勝手にそう思っていたのかということですが。

○福祉部次長

先ほど地域福祉課長からお話しさせていただきましたけれども、市も3月9日の時点で事業を開始するに当たっては、合意を得ているというふうに思っておりましたし、中央バス側からも、4月1日から平成29年度の事業を始めるということについては合意を得ていたというふうに思っております。

○酒井（隆行）委員

合意の話なので、思っているとかではなくて、しっかり答弁していただけますか。

○福祉部次長

失礼しました。中央バス側も合意しております。

○酒井（隆行）委員

なぜこんなにやりとりしないと、そういう答弁が出てこないのか、不思議でならないのですが、3月9日時点で中央バスも合意していたということで答弁いただきましたので、そのように理解をします。

それでは、先ほどちらっと聞きましたけれども、この口頭での合意の部分で、平成29年度に関して負担割合の変更及びその実施時期について、3月9日以降、協議をしていくという理解をしましたが、この理解に間違いがない

かどうか確かめさせてください。

○(福祉)地域福祉課長

そのとおりでよろしいです。

○酒井(隆行)委員

それでは、3月9日時点で、平成29年度以降の負担割合について今後協議していくということで、今、答弁いただきましたけれども、この後、3月16日、3月でいうと、あと3月29日とありました。この16日、29日に会ったときに、事業者側の負担割合の軽減について、何かお話しされた経緯はあるのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

3月16日時点では、中央バスからは、平成29年度からの負担軽減を確約してほしいというお話がありました。これに対して市からは、このタイミングからの遡及精算の確約は難しいということでお答えしてあります。

○酒井(隆行)委員

3月9日時点で合意されたということで、その中には事業者の負担割合の変更及びその時期について、継続的に3月9日以降協議をしていくという約束だったのではないですか。

○委員長

いかがですか。3月9日の中で今後協議していこうということだったのではないかと。

福祉部の皆さん、わかりますよね、今の質問の中身。

○福祉部長

負担割合については、3月9日以降も協議していくという話ではあったのですが、市の考え方としては、財政状況も厳しいということもありまして、年度途中で変えるということは難しいという話を当初からしております。

ただ、協議としては続けていきたいという話でしたので、市としても協議を進めていきたいと思います、その中で、もしかすると何か考え方が変わっていくということがあるかもしれませんので、協議だけは進めていきたいと思います、ということでございました。

○酒井(隆行)委員

ですから、その協議の中に、16日以降会ったときに、事業者負担の軽減について何か協議をされた経過はあるのかという質問をしているのです。もう一度、答弁をお願いします。

○委員長

いかがですか。難しい質問ではないと思うのですが、それでも。

○福祉部長

3月9日以降も協議しているのかということでしょうか。16日以降も協議しているのかということでしょうか。

(「9日に合意されたという話ですので、それ以降、近々で言うと、その次に会った16日のときから協議しているのかということですよ」と呼ぶ者あり)

16日以降、3月9日以降も一応協議は続けております。

○酒井(隆行)委員

だから、協議はされていると思うのです。私が言っているのは、3月9日に事業者負担の割合の変更及びその実施時期については、継続的に協議していくこととするということも合意されたということで、先ほど答弁いただきました。

その後、3月9日の後ですから16日、事業者とお会いしたときに、その事業者の負担割合の軽減について何か協議をされた経緯はあるのですかというお話です。ただ単に協議を、ただ会って話したという話ではなくて、事業者の負担割合の変更について何か協議はされた経緯はあるのですかという質問です。もう一度、お願いいたします。

○(福祉)地域福祉課長

3月16日ですけれども、中央バスからは具体的な金額の提示とかはなかったのですが、負担軽減を確約してほしい、これは先ほども言いましたけれども、こういう話がありまして、市としては財政状況も厳しい中で、また、このタイミングでこの時期で遡及して精算するという確約はできないということで話はしました。

○酒井(隆行)委員

それだと合意ではないではないですか。3月9日に合意したのですよね。事業者負担の割合についても今後協議をしていくという合意をされたのですよね。それで、なぜまた振り出しに戻るような話になるのですか。それは合意ではないではないですか。もう一度、答弁願います。

○(福祉)地域福祉課長

軽減することを約束したのではなくて、協議していくことをあくまで合意したということなのですけれども。

○酒井(隆行)委員

合意の中には、負担軽減の割合の変更及び、その実施時期について継続的に協議するというふうに、先ほど修正の答弁でもされておりました。そういう部分で聞いているのです。

3月9日に合意をされました。それ以降、どのような協議の経過があるのですかという話なのです。先ほどの答弁であれば、ここを全然加味しない、振り出しに戻るような協議をまた続けられていたという話なのでしょうか。

○委員長

いかがですか。どういう内容で協議してきたのか、その辺のことですね。9日に今後も協議していきましょうという合意をして、16日、軽減についてどういう話があったのか。

○福祉部次長

済みません、16日でございますけれども、先ほど言いましたが、平成29年度の負担割合とその時期について、今後協議するという内容で合意しましたので、29年度中に実施する、その時期と負担割合について、29年度中に協議させていただきたいという内容で協議をさせていただきました。

○酒井(隆行)委員

いや、それはわかるのです。それは理解しています。

それで、9日以降ですよ、9日の次が16日ですから、16日に会って協議したときに、また振り出しに戻るような協議をされているので、そうではなくて、9日に合意された内容について、事業者負担の軽減と、それから時期について、今後、協議をされるという合意をされたのに、なぜ次にあった3月16日にまた振り出しに戻るような話になっているのですかと、そこを聞いているのです。

3月9日に合意がされていないのであれば、今の話もわかるのですけれども、合意された、合意したということがあるので、それで聞いているのですよね。だから、もし時間がかかるのであれば、また整理していただきたいと思いますが。

○委員長

協議での進展はなかったのですか。

○福祉部次長

16日には負担の軽減とか、そういった進展した話にはなりませんでした。

○酒井(隆行)委員

それはなぜですか。合意されたにもかかわらず、なぜ、そういう話はなかったのでしょうか。

○福祉部次長

中央バス側からは、4月に入って、4月から負担を軽減してほしいというお話をいただきましたので、市としては、4月当初から何か負担を軽減するというようなことが難しいということで、話が進まなかったものでございま

す。

**○酒井（隆行）委員**

よくわからないのですけれども、3月9日に合意されました。それについて、それでは現段階まで事業者負担の軽減の協議について、どのような経緯があったのか説明していただけますか。

**○委員長**

いかがですか、協議の経緯について。

**○（福祉）地域福祉課長**

この3月16日の話の内容をまず福祉部長へ報告しました。

福祉部長から、引き続き協議を継続することと、副市長へ要点を整理して報告すること、これを言われましたので、3月22日に副市長へこの内容について、平成29年度からの事業者負担の見直しを求められている、協定書の締結が難しい状況にあるということ、内容を説明いたしました。

その次に、3月29日になりますけれども、副市長が小樽本社を訪問しまして、常務と事業部長と面談しております。

次に、5月16日になりますが、小樽事業部の事業部次長と営業係長のお二人が来庁しまして、申し入れとして、今年度からの事業者負担を撤廃または軽減してほしい、それと、事業者負担の軽減について市の検討状況を定期的に中央バスに報告してほしい、この二つを協定書に入れてほしいということで要望がありました。

続いて、5月25日ですけれども、18日の申し入れを文書にしまして、回答を文書にして中央バスへ提出いたしました。

**○酒井（隆行）委員**

それは中央バスと協議をしてきたという話ですよ。私が聞いているのは、事業者負担の軽減について、どのような協議をされたのかという質問なので、今のはかみ合わないというか、趣旨に合っていないと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○委員長**

事業者負担についての協議です。負担についてどのような話をしたのかと。

（「してきてないんだよ、だから」と呼ぶ者あり）

**○福祉部次長**

大変申しわけございません。事業者負担について協議したというのを、中央バス側と協議したというところがございますか。

わかりました。今、地域福祉課長からお話ししましたように、3月でいいますと、3月29日に小樽本社に副市長が訪問しております。そこでも負担軽減の話をしております。

あと、5月16日のときにも負担軽減の開始時期についてのお話を、小樽事業部がいらっしゃったときにお話をさせていただいております。

**○酒井（隆行）委員**

今、3月29日の話もされましたけれども、このときは副市長が中央バスの小樽本社を訪問されて、その内容としては、事業者負担をどうするかという課題については、協議会、網計画も含めた全体的な議論の中で考えていくことを説明しているというふうにお話しされていると思うのですが、これはまた別の話ではないですか。

私が言っているのは、3月9日にお互いに合意された。中央バス、それから市で、今後どのように進めていくかというのが合意された。その中には、事業者負担の軽減について、そして時期についても、今後協議をするということで合意されたということでありました。それを含めた上での、それでは、その3月9日以降に、中央バスと事業者負担について、どのような負担軽減について協議をされたのかを聞いているので、もう一度、整理して答

弁をお願いいたします。

**○委員長**

負担軽減についてどのような協議をしたかということで、難しくはないと思うのですけれども。

説明員に申し上げます。お答えは難しくはないと思うのですが、言っている中身はわかりますよね。お答えできませんか。

(「時間要求して整理したほうがいいよ、原課も」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○副市長**

3月9日に、当面4月からは平成28年度と同様の金額で事業はスタートするということが一つと、今後、負担割合や、いつからその負担割合にするかということについては継続して協議を続けましょうということ、この件に関して中央バスと合意したというふうにも聞いておりますし、その後、内部的には、負担割合が10円上がれば幾ら、20円上がれば幾ら、30円上がれば幾らだとか、内部的な資料とすれば原課で打ち合わせておまして、相当数の財政負担がかかるなということは認識しておりましたし、その上で、資料でいうと22日に原部から相談がありました。それで、29日に常務にお会いしようということで話が進みました。その間、原部とすれば、それらの資料をもとにどのぐらいの負担がかかるということは、私どもにも伝わっておりました。

ただ、行く前に、市長にも当面は29年度中に10円なり20円なり負担するというのは、相当、財政的な負担もあるということで、当面、29年度中は何とか御理解をいただいて、29年度中にどういうふうな、30年に向けてどう負担割合にするのか、また、それをいつから始めるのかということについて、引き続き、中央バスと協議を進めようという方針のもとで29日に私が常務と会って、30年度に向けて、これはふれあいパスのことだけで会ったわけではございませんで、地域公共交通網形成計画の話もありましたから、地域公共交通網形成計画の話とあわせて、その30年度の地域公共交通網形成計画に絡めて、その時点で中央バス全体の赤字問題というものも抱えているようでしたので、その辺の話も一緒に30年度に向けて負担割合について協議いたしませんかということ、3月29日にはその話で行ってまいりましたので、3月9日から3月29日の私が常務に会う前の間は、内部的な資金のどのぐらいの予算がかかるかという内部打ち合わせをしておりましたし、その間、3月16日には、その状況を多分、原課の段階では、協定書の中にどう盛り込むかという議論をしていたのだろうというふうに思います。

**○酒井（隆行）委員**

思う話を聞いているのではなくて、3月9日に合意された、今、副市長はおっしゃいましたが、今の話でいくと、平成30年度に向けて話し合いをしていくというお話だったと思うのですけれども、違いますか。

**○副市長**

平成29年度中に協議を継続していきましようという、30年度に向けて、29年度中にどのような方法があるか協議を継続しようという話で、29日には何ってまいりました。

**○酒井（隆行）委員**

先ほど合意された内容と若干違うのかなと思いますけれども、もう一度、合意の内容をお願いいたします。

(発言する者あり)

**○委員長**

3月9日の合意の中身について、内容についてどうだったのか、もう一度、答弁してくださいということですが。

**○（福祉）地域福祉課長**

合意の内容ですけれども、事業を開始するに当たり、協定書が締結できるまでは昨年同様の負担割合で請求することとし、4月1日から事業を進めるということと……

○酒井（隆行）委員

先ほど部長から答弁のありました、負担割合の変更及びその実施時期については、なのですよ。実施時期についても協議内容なのですよ。

それで、先ほど副市長が言われた平成 30 年度という話は、これはまた違うのではないのでしょうか。時期についても協議をしていくという合意がなされたという話でしたけれども、先ほどの副市長の答弁であれば、29 年度ではなくて、30 年度に向けた軽減負担を 29 年度に協議していこうという話だったので、整合性がまたとれないのですが、もう一度、整理してください。

○副市長

3 月 9 日時点では、実施時期についても協議ということですがけれども、その間、私、申し上げましたとおり、内部でさまざまな協議を進めておりましたので、その中で平成 29 年度すぐに負担割合を変えるというのは相当難しいという考え方に立って、3 月 29 日に、その考え方を私が常務に伝えたということでございます。

○酒井（隆行）委員

それでは、3 月 9 日に合意された内容から若干変更されたということによろしいですか。

○副市長

3 月 9 日から 3 月 29 日の間に内部で協議をして、方向性とすれば、平成 30 年度に向けて 29 年度中に負担割合の話も協議を続けていこうということでございます。

○酒井（隆行）委員

その件について、中央バスに、どういうふう伝えてあるのですか。3 月 9 日に合意された後に変更されたということですよ。

○副市長

そういう意味で言えば、変更の協議を 3 月 29 日に私が市の考え方を伝えたということになります。

○酒井（隆行）委員

では、3 月 9 日の合意というのは何だったのでしょうか。先ほど答弁の修正ということで発言がありましたが、これもまた違うということなのですか。

○副市長

違うということではなくて、時間的な経過の中で、私どもの考え方を改めて中央バスに提示をしたということになります。

○酒井（隆行）委員

もう一度、先ほどの読み上げますけれども、「負担割合の変更及びその実施時期については、継続で協議することとしておりましたので」、これが 3 月 9 日に合意された内容です。

それが 29 日にまた変更されたということなのですね。

○副市長

変更というのではなくて、その時点では、今後、継続協議していきましょうということですから、その間の継続協議の中で、私どもも内部で議論をし、私どもの考え方を一定程度まとめて、3 月 29 日に私どもの考え方を伝えたということでもありますので、変更とかということではなくて、時間的経過の中で私どもの考え方を随時ぶつけながら、お互いの考え方をまとめていくという協議の一環であるというふうには考えております。

○酒井（隆行）委員

いや、そういうことではないではないですか。だって、お互いに合意ですよ。相手のあるところで合意された内容が、また庁内議論によって変更されて、それをまたぶつけたという話になれば、では、3 月 9 日には合意はしていないということなのではないのでしょうか。3 月 9 日の内容については、合意には至らなかったということなのではないのでしょうか。

**○副市長**

継続して協議をしていくという合意を得たということですので、これからさまざまなその後の議論もありますから、その過程の中だというふうに理解しているのです。

合意は、4 月当初からの段階では平成 28 年度の額でそのままスタートしましょうと、やり方も含めてということと、それから、今後、負担割合、または、その実施時期については継続して協議をしていきましょうということで、これは継続なので、その時点で合意して、そのままの状態ですとっていくということはありませんので、それをスタートとして協議を進めていくということだというふうに、私どもは理解しております。

**○酒井（隆行）委員**

それでは、先ほど原課から説明がありました、平成 29 年度中に、その負担割合の変更及び実施時期については継続審議をしていく、これは 29 年度のことでという答弁がありましたけれども、これはどのように理解すればいいのでしょうか。

これは副市長ではなくて原課が答えてください。

**○福祉部長**

協議は一応継続するという話はこちらからしましたのですけれども、基本的には市では財政状況も非常に厳しいので、できれば平成 29 年度は制度を変えてまで途中で変えたくないという思いはありました。ですので、できれば私どもとしては、翌年度の 30 年度からしたいという考え方ではいたのですが、中央バスの考え方もありますので、これは協議していく中で、もしかすると年度途中で変わっていくかもしれないということもありましたし、市としては、できれば 30 年度から変えたいという思いがありましたので、そういう中で、口に出しては言わないですけれども、ゼロ円か 30 円かということと言いますと、私どもはできれば 30 円のままで進めたいという思いがあったということがありまして、今、副市長から話がありましたが、何とか 29 年度については、このまま進めてもらえないかということも含めて協議をしていくということで、私たちは理解しております。

**○酒井（隆行）委員**

私たちは理解しているということは、相手側、事業者側はそれを理解していない可能性もあるということではないですか。

**○福祉部長**

これはあくまでも交渉事でございますので、私どもの思いのとおりになるのか、それとも、中央バスのとおり、30 円全額負担をなくすのかということでの交渉にはなると思います。

ですから、ゼロ円か 30 円かということと言うと、これはどちらの思いもあると思いますので、その辺は理解されていることだとは思いますが。

**○酒井（隆行）委員**

それは合意と言えるのですか。それは合意ではないですよ。何をもって合意という言葉を使っているのでしょうか。それについて答弁願います。

**○福祉部長**

合意というのは、その協議していくことを合意するということですので、これは必ず減額するとか、そういった合意ではなく、平成 29 年度中にどのように進めていくか、あるいは、これが 30 年度になるのか、そういったことも含めての協議ということでございます。

**○酒井（隆行）委員**

それを合意と言えるのですかと。それは合意でも何でもないではないですか。

合意の中には、負担割合の軽減及び実施時期について継続的に協議をしていく、合意に至った今後においては、そういう部分をきちんと話していく、その負担割合がどうのこうのという部分、ゼロ円か 30 円かという部分も全部

含めてしていくという話、これも合意されていたという話で私は理解していたのですけれども、どうやらそうではなくて、お互いの思いがあって、その部分は話されていなくてというような答弁だったと思うのですが、もう一度、わかりやすく丁寧をお願いします。

**○福祉部長**

実際には、協議していくということを、やめてしまうということは非常に難しいことだと思うのですが、やはり、その平成 29 年度中に何か変えられるのかどうかということも含めて、一応、協議していきましよう、市としては、あくまでも 29 年度中はこのままで行きたいのだという思いがありましたが、中央バスは何とか少しでも負担を減らしたいという思いがありましたので、その中で、お互いどのように理解できるかということを一応協議していきましようということですので、これは 10 円、20 円、30 円、あるいは、ゼロ円ということも含めて協議していくことを合意したということでございます。

**○酒井（隆行）委員**

それは合意とは言いません。

それで、先ほどから聞いているのですけれども、では、その協議はどのような話し合いが行われたのですかという質問をさせていただきましたが、これについては、ではわかりやすく言うと、何もなかったということよろしいですか。

**○（福祉）地域福祉課長**

実際、協議は 10 円だとか 20 円とかという金額で話はしました。そういった内容を数回、事業者と行いました。

**○酒井（隆行）委員**

それはどのタイミングでやられたのでしょうか。

**○（福祉）地域福祉課長**

協議した日付ということよろしいですか。5 月 16 日と 6 月 30 日、7 月 3 日、続いて、7 月 10 日にまた副市長が札幌本部に訪問しております。

**○酒井（隆行）委員**

今、報告がありましたとおり確認しました。これ、なぜ議会の資料要求など、今までもあったと思うのですが、こういう部分で示されていないのでしょうか。

**○委員長**

説明員に申し上げます。もう少しスムーズに答弁していただけますか。なぜ議会に示されなかったのかという、難しくはないと思うのですけれども。

**○（福祉）地域福祉課長**

建設部と福祉部の対比した表でということですか。

**○酒井（隆行）委員**

いろいろと今まで出ていると思うのですよね。私も、けさほど、これは議員メモとしていただいたのですが、こういうものには、一切、そういうことが示されていなくて、例えば、6 月 30 日と先ほどおっしゃいましたけれども、この中では、市から改めて今年度途中の負担割合の変更は難しいことを伝えるということしか報告がされていないのですよね。ほかの資料がどういうふうになっているのか、きょうは持ってきていないのですが、少なくとも私が今持っている資料の中で、その 10 円、20 円の負担軽減の話などがされた記録が何も示されていないのですけれども、これはなぜでしょうか。

**○委員長**

6 月 30 日の件で今質問がありました。

○(福祉)地域福祉課長

こちらの4ページの資料なのですけれども、少し内容をはしょってしまった部分もありますので、その点は申しわけなかったと思います。

○酒井(隆行)委員

書いているのですよね。例えば、私が今持っている資料の中には、先ほども申し上げましたが、市からは改めて今年度途中の負担割合の変更は難しいことを伝えると、このことだけではないのですよね、結局、伝えたのは。その事業者負担についてこちらからも提示したというお話だったのですが、そういうことがあったということですよ。それがなぜ資料に示されていないのかというのが疑問だったので、それはなぜですかという質問だったのですが、もう一度、答弁願えますか。

○(福祉)地域福祉課長

正味の部分だけ載せたものとなっております。

○委員長

もう少し詳しく説明してもらえますか。先ほど内容をはしょってしまったということでしたので、その中身をもう少し詳しく答弁いただければ、また続くと思うのですけれども。

○(福祉)地域福祉課長

話をして、特に進展のなかったものとかについては省略させていただきました。

○酒井(隆行)委員

全く理解ができません。我々は、経過について時系列でということで、この時系列のものは何種類かあるかと思うのですが、これは非常に大事な部分ではないかなというふうにも思いましたし、はしょるところではないですよ。これだけ見ると、結局、市側としては負担割合の話は一切なく、ただ難しいということを伝えてきたという経過しかわからないのです。

しかも、その10円、20円の軽減の話も聞いてやっとなって出てくるものなので、それが本当なのかどうなのかということを確認するすべを、現在は持ち合わせないというか、非常に何か不信感を抱くような答弁が続きました。

これはまた引き続き行っていきたいと思えますし、決して難しいことを聞いているのではなくて、事実に基づいて答弁していただければ、すんなりやりとりできる内容かと思えますので、次のときにまたやりますので、きちんと整理していただいてスムーズに進めていただくようお願いしたいと思います。

---

○中村(吉宏)委員

◎きらいち公園遊具更新工事に係る指名停止の取り消しについて

きらいち公園遊具更新工事に係る指名停止の取り消しについてですけれども、この公園における工事、それから、指名停止に至る経緯、そして、なぜそれが取り消されたのか、概略をお示してください。

○(財政)契約管財課長

ただいま御質問のありました、まず指名停止の措置まで御説明したいと思います。

市発注工事のきらいち公園遊具更新工事において、星野町にあるきらいち公園におきまして、公園にあった車どめ、それを外して工事現場内に置いて作業を終了すべきところを、工事現場の外に立てかけたままにして、その車どめが原因で子供がけがをしたと、そのような報告書の提出が建設部から財政部にございまして、財政部は建設部のその報告書に基づき、指名停止要綱の基準に照らして、受注業者を指名停止措置といたしました。

その指名停止の要件でございますが、工事施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に負傷者を生じさせたと認められるときとなっており、不適切なところに置いてあった車どめが原因で子供がけがをしたと、そのような報告でしたので、過去の事例を参考に起案し、市長決裁で8月29日から9月28日までの1カ月間の指

名停止といたしました。そこまでが指名停止の措置でございます。

次に、取り消しの関係ですけれども、その後、指名停止措置の翌日、8月29日に受注者の社長が建設部を訪れまして、車どめとけがとの因果関係が不明で、建設部もそれを認識しており、指名停止措置を取り消してほしい旨の訴えがありました。

また、そのときの建設部の対応ですが、最終的には財政部が判断するというふうに伝えられましたので、そのさらに翌日に社長が財政部へ、私に対応したのですが、私が事情の聞き取りをいたしました。

その内容ですけれども、まず、付近の住民からの車どめが原因ではないとの情報があり、業者からの事故報告書には、当現場で起きたけがかは判断しかねるとの記載がありまして、それは建設部も認識していた、そのようなことを言っておりました。

また、今回、車どめが原因であれば指名停止になると、一応、建設部の担当課長からその業者は聞いておりました。車どめが原因であれば、指名停止になるという認識は持っておりました。

あと、示談につきましては、早期に事をおさめるため、やむを得ずに交わしたものだということ聞き取りいたしました。

その後、社長には一旦お帰り願いまして、財政部は建設部からヒアリングをその日行いまして、建設部としては、業者と同様に因果関係が不明であるということ認識していたと、ですが、提出書類より、事実確認を含め最終的な判断は財政部が行うものだという認識をしていたというようなことであります。

それらを踏まえまして、社長にはすぐ苦情の申立書と、何がどう違うのか、それがわかるような修正の報告書を建設部に提出するよう、その日のうちに連絡いたしました。

翌8月31日に、業者から関係書類が建設部に提出されまして、建設部において内容確認の上、建設部から財政部宛てに当初の修正の報告書が提出され、結果、財政部において総合的に考え、指名停止の取り消しの起案を作成し、市長決裁後、9月6日に社長に直接交付したものでございます。

○中村（吉宏）委員

今、お話の中に、業者ですか、何か示談を結んだというお話がありますけれども、この取り消しのときには、その示談書の示談も取り消しという内容は含まれていたのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

特にございません。

○中村（吉宏）委員

通常、示談は責任が自分にはないという状況で結ぶものではないと思うのです。何かしら自分に責任があるから示談の交渉の書面を締結したと。それについて書類を提出しろとか、あるいは、これも破棄したほうがいいのではないかというようなお話をしましたか。

○（財政）契約管財課長

特にしておりません。

○中村（吉宏）委員

そもそも、こういう指名停止をしました、そして、すぐに取り消しましたという事案は、今までにあることなのですか。

○（財政）契約管財課長

特に調べておりませんし、多分ないのではないかなと個人的には思います。

○中村（吉宏）委員

幾つかおかしい点があるのですけれども、そもそも、その建設部では、契約管財課が指名停止をする、あるいは、しないという判断をするという認識だったということですが、全庁的に、そういうものというのは、ルールか何か

きちんと決まっているものはないのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

ルールといいますか、財政部、契約管財課では、指名停止の事務をやっておりますし、また、交通事故とかの場合であっても、原部・原課から事実確認を全部書類をもらった上での評価委員会等にかけて、賠償等の評価とか、そういうものをやっておりますので、そういう点におきましては、当然のような形で思っておりますし、私が個人的に思い込んでいるのかもしれませんが、一応、原部・原課で事実確認をするというふうには、そういうことだと私は認識しております。特に、ルールとか、そういうものはないのではないかなと思います。

○中村（吉宏）委員

今、事故の事例が挙がりましたけれども、評価委員会があつて、そちらで賠償等を決定するというお話がありました。ただ、この指名停止にするかしないかの判断というのは、そもそも各担当の原課で判断をする、それを事務的に契約管財課が処理をするという認識でいいのですね。

○（財政）契約管財課長

おっしゃるとおりで、事実確認を原部・原課にさせていただいて、その報告書が財政部に提出され、指名停止要綱というものがございます。それに照らし、さらに、過去の事例も見ながら、指名停止につきましては、例えば今回で言えば、1カ月から6カ月とかというような幅がありますので、そういう部分は過去の事例だとか、そういうものを参考にいたしまして判断しておりますので、そういう部分のルールに当てはめてやっているところでございます。

○中村（吉宏）委員

それでは、原課では、実際に事実確認をされたと思います。それについて指名停止に当たるか当たらないかというようなところの判断まできちんとして、それを契約管財課に状況を伝えるようなところまでの作業をしなかったのか、それをもしなかった、しなかったからこうなっているのでしょうかけれども、なぜなのかをお答えいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

因果関係が不明というのはどういうことかにつきましては、当市に事故が起きたという電話が入りまして、即座に御自宅へ訪問するとともに現場へ直行し、確認を行いました。その内容には食い違いがありましたけれども……

○（建設）安田次長

済みません。私から、追加の説明ということでお話をさせていただきます。

原課で事実確認、または、指名停止までの確認をするのが原課ではないかという御質問だったと思います。

これにつきましては、委員がおっしゃるとおり、また、契約管財課から今御説明したとおりでございます。

ただ、今回の事例につきましては、私どもの不手際でございます、いわゆる、最初に建設部から財政部に事故処理の報告書というものを上げるのですけれども、そのときに、そのような判断をすることをせず、ただ単に事実確認といましようか、いわゆる、こういう事故があったよという現場確認、また、ヒアリングのデータだとか、そういうものを取りまとめて、全体で報告書をつくり上げて、建設部としてどうするという表現なく、考えがまとまらないうちに提出してしまったというのが現状のところでございます。本当に申しわけないと思っております。

○中村（吉宏）委員

これは受ける業者にとっても、非常に権利や事業の業態とかに物すごい影響を与える内容だと思うのですよ。先ほどの因果関係などという話もありましたけれども、そういうところからして、まずしっかりと調べた上でアクションを起こすべきものだと思うのですよ、本当は。

そういうところで調べを進めていく過程が至らなかったというお話ですが、その辺、もう少し詳しくお伺いしたいのですが、因果関係という部分について、では、それが不明だということなのですからけれども、そのあたりもう少し

し詳しくお示しいただけませんか。

○（建設）公園緑地課長

市として、現場を再度確認しているのですが、工事区域内に置いた車どめが原因で業者を指名停止する、処分まで確信がはっきりしていないのは不明確とする判断をしたもので、建設部としては、報告書等の作成では不備はありませんけれども、当初より指名停止までの判断に至らなかったと考えておりました。

○委員長

因果関係不明の中身を示してほしいということですが、すけれども。

○（建設）安田次長

今回の事故原因というのが、車どめが子供に当たったというような形での御連絡をいただいたことで、事故が発覚しました。

その中で、その事実確認は先ほど申し上げたように、原部の私どもも行いました。また、業者も当日、15分程度で現場に戻って、その確認をさせていただいております。

その中で、自分たちだけではなくて、もちろん、その保護者の話も聞きましたし、またその後、その現場を見たという第三者の目撃証言もいただきました。

そういうことを、いろいろとたくさんある情報を総合的にまとめますと、なかなか一つにまとまっていかないという状況がありました。

それで、今回の原因として、現場にあった車どめが直接当たったという事実が、どうもほかの方たちと話の違う部分も出てきたり、いろいろと矛盾するところも出てくる。

その結果として、今、公園緑地課長からも申し上げましたが、いわゆる、その原因で指名停止というような判断をするまでに調査結果として至らないということで、今回としましては、日本語が合っているかどうか申しわけないのですが、マルバツという表現ではなくて、いわゆる断定できない、そのことが直接断定できないので不明という表現をさせていただいておりますが、その中では指名停止という、先ほど委員からもお話しありましたけれども、なかなかきつい措置になっておりますので、そういう部分までには少し証拠が足りないといいたいまいしょうか、そういう面で不確定という表現をとらせていただいて、現在の決定に至ったということでございます。

○中村（吉宏）委員

いや、何かしっくりいかないのですよね。これは公共事業のお話です。小樽市のいわゆる管理する場所で、小樽市が工事を進めていくと、小樽市の事業として進める工事である中で、そういう曖昧な状況でもって、いろいろなものを判断していく。今回の指名停止もそう、取り消しもそうですけれども、いいのかと。

業者は示談交渉のその示談契約を結んでいるわけですよね。市では、その原因は不明なので、では、誰の責任かといったときに、これはどういう対応をするのですか。その責任というところについてお示ししたいと思えます。

○（建設）安田次長

現場の部分としての責任のお話をさせていただきます。

私ども、先ほどお話ししたように保護者にお会いしたりしましたときに、2日目ですか、おけがはありませんかというお話をしたときに、病院等にも行かないみたいな軽い形だったのでしょうか、御判断でした。そのときに、いや、もうこれでいいよというお話を聞きましたので、それで、それから、市への対応だとか、そういう部分がそれで途切れてしまいましたので、責任といたしましては、市としてはある程度いいのかなという判断をとらせていただきました。

あと、示談書の部分につきましては、先ほど御説明ありましたが、いわゆる、早期に解決をしたいという部分もあったということもありまして、私どもから直接、その三者で結んだものではございませんので、そういう部分の

中では市としては介入はしていない部分と感じております。

○（財政）契約管財課長

今回の判断といたしまして、財政部、最終的にそういうような報告書、不明だということで、最終的に取り消しという判断をしたのは、財政部で起案して財政部で判断したというところでありますけれども、これにつきまして、市として業者に対して信用を損ねたというような部分があります。これにつきましては総務部に、このような事務処理があったということで、一応、報告はしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

何とも拭えないというか、何かひっかかるのですよね、本当に。今、示談は早く解決するためにと言いますけれども、本来、非のないものに対して何か賠償等のお約束をするという話はないと思うのです。業者がもし非がないというのであれば、その取り消しの段階で、そういった部分も取り消さないと、これは非がありますけれども責任はありませんみたいな話になっていくかと思うのです。

こういったところも、示談の取り消しというところまで、一切市の公共事業に関連して、業者を含めて小樽市に全く非がないのだというのであれば、しっかり示談書の取り消し等も求めるべきなのではないかと思うのですけれども、これについてもう一回、見解をお答えください。

○（財政）契約管財課長

この工事につきましては市の発注工事ですけれども、示談書につきましては市民の関係の示談書でございますので、取り消せとか、そういうことは、こちらではどうかなというのはございます。

ただ、取り消しの判断といたしましては、示談書もありながら、先ほども言いましたが、事実確認が不明と、総合的に判断してそういう取り消しをしたものでございますので、現段階では、新たな事実というか、材料というか、そういうものがない状態の中で、そういう業者から取り消しとかというものが出ればあれですけれども、こちらから取り消してほしいとかというのは、市民の関係なのでどうかなとは思いますが。

○中村（吉宏）委員

いや、市民の関係は市民の関係で、市の工事ですから、恐らく何か事故があったときには、民間の方が賠償する責めを負うということにはなるかと思うのです。

だけれども、今回は因果関係が不明ですよね。不明という中で、やっている工事が市の工事である以上、不明であって、責任は小樽市の責任ではないですよ、業者も指名停止が取り消されるということは、業者も悪くないですよという状況であれば、本当に何も金銭的なものは、賠償とか、そういったものが発生することもないと思うのです。ましてや示談というお話にならないと思うのです。

今回は不明だから、相手方の被害者の方ともいいよで終わっているのであれば、何も残らないというのが、本来はもう原則なのではないかなと思うのですけれども、市としてはそれを求めないと。

先ほど、総合的な判断をしてということでしたが、もう一回、総合的なその内容を具体的に詳しくお示しいただけますか。

○（財政）契約管財課長

今回の取り消しに当たりまして、総合的な判断という内容ですけれども、因果関係を認めた示談書はあるものの、因果関係を否定するような目撃証言があること、また、因果関係が不明であることを、当初から業者及び建設部が認識していたこと、それらを総合的に判断して取り消しということにしたものでございます。

○中村（吉宏）委員

最後、当初から建設部が目撃証言等も認識していたという中で、だとしたら、当初から指名停止というお話にはならないのではないかと思うのですけれども、なぜ、これは当初からそういう事情を知っていて、指名停止と申し伝えるときに総合的な判断をしなくて、取り消しのときに総合的な判断をするに至ったのか。もっと前段階で早く

きちんと審査していれば、こういうことにならなかったのではないかと思いますので、この辺をしっかりと御答弁いただきたいと思います。

**○（建設）安田次長**

先ほど御説明いたしましたけれども、いわゆる建設部から財政部へ提出する書類の中におきまして、いわゆる、事後的な表現ですとか、建設部から出すその報告書につきましては、事故ととれるような形で記入をしていたというのが事実でございます。

その中で、先ほども申し上げましたが、そのほかの添付資料ですとかは、直接因果関係はないという資料もたくさんつけていたのですけれども、その中で建設部が判断するものではないと思っていましたので、その資料全てをもって財政部で判断していただけるという形で、先ほど申し上げましたが、現場の確認をして、それをそのまま停止するという形のものでのつくりで報告をしてしまいました。

通常であれば、その部分を全て私ども建設部で把握して、その因果関係が今回は不明であるという部分を明確にして報告書をつくるべきであったというふうに思っておりますので、現在の状況においては、指名停止にはすべきではなかったと申しましょうか、私どもは当初より指名停止に当たらないという思いの中で、資料づくりについてもしてまいりました。その部分で資料がきちんと整理されていなかったことについては、非常に申しわけないというふうに思っている次第です。

**○財政部次長**

今、建設部次長から話がありましたけれども、我々としては、先ほど指名停止の判断という部分で話がありましたが、一応、判断自体は建設部の報告に基づいて、財政部が最終的な判断を、指名停止をするという判断は我々がやるのですが、その過程の中で建設部からの報告が、今お話がありましたとおり、因果関係が不明だということの報告になっていなかったものですから、本来であれば、その部分を総合的に勘案して判断すべきところを、そういう報告でなかったことで、事実関係としては因果関係があるような報告書でございましたので、そういうような判断を当初はしてしまったということでございます。

**○中村（吉宏）委員**

やはりどうも不明なのです。その因果関係のところに論点が及んでいますが、あるかないかをどこで判断するのかというのは、本当にこれは原課が変われば、例えば、ほかの原課に移っていくと思うのです、建設部内でもいろいろと所管されているでしょうし。

今後において、この点については、誰が何を報告し、誰が何を判断するのかというのをしっかりと明確にしていきたいと思いますけれども、小樽市として最終的に、こういう場合は指名停止にします、あるいは、指名停止にしませんという判断を含めて、事実関係も確認も含めて、どこがどうやるのかというのを明確に示していただけませんか、小樽市として、再度。

**○財政部次長**

おっしゃるとおり、今、このような事案が出てきて、なかなか不明確なところもありますので、その辺ははっきりするような形で、今後、要綱の部分の見直しなども考えていきたいと思っております。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

質疑の途中ではありますが、時間も経過しておりますので、本日はこれをもって散会いたします。